**平成２９年（フ）第１７２１号**
埼玉県川口市青木４丁目８番23号　竹岡マンション103号
債務者　加藤　善子
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野田　泰彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２９年（フ）第１７３号**
新潟県長岡市宮関４丁目９番29号
債務者　齊藤　隆嗣
1　決定年月日時　平成30年１月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片沼　貴志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月21日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２９年（フ）第２７４号**
徳島県徳島市住吉３丁目８番31号　正木アパート101号
債務者　緒方　健司
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第４７号**
福岡県筑後市大字前津1965番地１　年輪の園、前住所福岡県八女郡広川町大字一條1398番地32
債務者　原　　茂
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
福岡地方裁判所八女支部破産係

**平成２９年（フ）第９７９号**
仙台市太白区鹿野１丁目５番14号　サンライフ鹿野101
債務者　加藤　和恵（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２９年（フ）第１１９号**
福島県いわき市植田町月山下50番地の１　オレンジハウス102
債務者　大西　祐貴
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
福島地方裁判所いわき支部

**平成２９年（フ）第１２１号**
福島県いわき市金山町月見台45番地　コーポ月見荘201
債務者　安島　静江
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
福島地方裁判所いわき支部

**平成２９年（フ）第１３７号**
茨城県日立市大みか町２丁目25番10号、前住所東京都江戸川区西瑞江５丁目11番地25（メゾンロジェ101）
債務者　久保木鉄夫
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
水戸地方裁判所日立支部

**平成２９年（フ）第１４４号**
茨城県日立市東金沢町２丁目23番19―202号
債務者　堤　　悠
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
水戸地方裁判所日立支部

**平成２９年（フ）第１４７号**
茨城県北茨城市関本町関本中120番地２
債務者　吉田るり子
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
水戸地方裁判所日立支部

**平成２９年（フ）第１５２号**
茨城県日立市小木津町３丁目24番41―101号
債務者　瀬谷　君江
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
水戸地方裁判所日立支部

**平成２９年（フ）第２４２号**
茨城県かすみがうら市下稲吉2607番地８　Ｂ―602
債務者　関口　秀樹
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２９年（フ）第２６５号**
茨城県土浦市宍塚1817番地１　サンフォレスタ203号室
債務者　佐野　和子（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２９年（フ）第１５６号**
富山市黒瀬２番地２　センチュリー黒瀬408号
債務者　佐野美由紀
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
富山地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第１６１号**
富山市中市１丁目20番13号
債務者　草野　　優
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
富山地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第１６４号**
富山市長江本町10番38号
債務者　廣瀬　　淳
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
富山地方裁判所民事部